

昭島市告示第 2 7 2 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地（昭島市）の指定を解除したため、同条第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

昭島市長 白 井 伸 介

記

区域及び面積

別紙特定生産緑地（昭島市）の解除及び解除図
のとおり

特定生産緑地（昭島市）の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

生産緑地 地区番号	特定生産 緑地番号	位 置	特定生産緑地面積	公示日	図面番号
188	501-1	福島町二丁目地内	約 500 m ²	令和8年10月1日	1

「区域は指定図表示のとおり」

特定生産緑地（昭島市） 解除図

図面番号： 1/1



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)5都市基交著第93号
(承認番号)3都市基街都第147号、令和3年7月28日